行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の二中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）

第二条　地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第四項中「（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」を削る。

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部改正）

第三条　住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に、「住民基本台帳カード等」を「個人番号カード等」に改める。

第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ中「住民基本台帳カード等」を「個人番号カード等」に改める。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第四条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書又は」を「署名用電子証明書又は」に改める。

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第五条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。」に改める。

第七条の見出し中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第七条の二中「、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別」を削り、「住民基本台帳カードが」を「個人番号カードが」に、「その他住民基本台帳カード」を「その他個人番号カード」に改める。

第八条第一号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第十一条第三項第二号中「第二十一条に規定する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

ロ　文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（イに該当するものを除く。）

ハ　行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

ニ　地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

ホ　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

ヘ　共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

第十一条第四項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）」を「番号利用法」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第二十一条　令第三十条の十二の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報（同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二十一条の二を削る。

第二十五条から第四十四条までを次のように改める。

第二十五条から第四十四条まで　削除

第四十六条を次のように改める。

（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え）

第四十六条　法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名」とあるのは「次に掲げる氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下この号において「通称」という。）」と、同号ロ及びト中「氏名」とあるのは「氏名及び通称」とする。

第四十七条第一項及び第二項中「及び令第三十条の三十第一項」を削る。

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第六条　住民基本台帳法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

（機構における本人確認情報及び住民票コードの提供状況についての報告書の作成及び公表）

第二十二条　法第三十条の十六の規定による報告書の作成及び公表は、次の各号に掲げる事項につき報告書を作成し、官報に公告し、かつ、機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。

一　機構保存本人確認情報の提供先、機構保存本人確認情報の提供を行った年月、提供した機構保存本人確認情報の件数及び機構保存本人確認情報の提供の方法

二　住民票コードの提供を行った年月、提供した住民票コードの件数

（総務省組織規則の一部改正）

第七条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「、第二十二条第二項において「番号利用法」という。」を加える。

第二十二条第二項中「住民基本台帳制度」の下に「、番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード」を、「事務並びに」の下に「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度及び」を加え、同条第三項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。